



# 会報浦和支部

第 74 号

平成25年 3月31日発行

発行人  
埼玉県行政書士会  
浦和支部

支部長 赤坂 昌雄

## 和やかで盛大な新年会

新春の恒例行事である浦和支部新年会が、年明け早々の1月5日(土)午後4時より「さいたま市民会館うらわ」にて開催されました。

参加者は、浦和支部会員43名に加え、ご来賓として本会より高玉功穂会長、近隣支部より永沼逸郎川口支部長及び斉藤敏夫大宮支部長をお招きし、会は例年以上に盛大なものとなりました。

今回は、お正月らしく和服に身を包んだ田幡悦子会員が司会を務めました。その艶やかな着物姿に見惚れていた男性参加者も多かったようです。

会是小栗重美副支部長の開会の言葉に始まり、赤坂昌雄支部長からは「予見しがたい



新年の挨拶をする赤坂支部長



祝辞を述べる高玉会長

世の中ではあるが、そういった中で、自分の志以上のものを手にすることはできないのだから、志を高くかかげていきましょう。志と云えば、日行連の北山会長が4つの抱負を述べられていますが、中でも行政不服申立ての代理権の獲得、この実現には大変な努力がいることではあります。志として大変立派なことだと思えます。」との年頭の挨拶がありました。引続いて、3名のご来賓からもご祝辞をいただき、田口邦雄相談役の乾杯の発声により祝宴に入りました。

会場では、あちらこちらで、仕事の話、健康の話、政治の話、趣味の話など、さまざま



乾杯の発声をする田口相談役



三本締めをする赤坂顧問

な話の輪ができ、また歓談中には、会員有志による挨拶や新会員の自己紹介などが行われた。後半のカラオケタイムでは、たった一曲では物足りないようなカラオケ好きの参加者が自慢の喉を披露し会場を沸かす場面も多く、終始和やかな雰囲気で行いました。平成23年3月11日の東日本大震災のあと浦和支部で恒例となったことですが、微力ではありますが被災地の復興支援の一助として、宴席では必ず東北地方の地酒を購入しています。今回もおいしい地酒に舌鼓を打つ参加者も多かったです。また、これも震災後の恒例となったことですが、一日も早い復興の願いを込めて、参加者全員で「上を向い



恒例の集合写真

て歩こう」と「青い山脈」を合唱しました。最後に矢鋪昭二相談役の三本締めにより、今年の新年会も盛会のうちに閉会となりました。(総務部 山口 哲生)

**紙上研修****専門用語とその説明**

他人同士の会話等で初めて耳にする用語に出会った経験があると  
思います。そこで、新会員向けに専門用語をまとめてみました。

1. **建設業関係**：用語の詳しい説明は建設業許可申請の手引き・経営事項審査の手引きや県のホームページ等を参照して下さい。

略 称	正 式 呼 称	説 明
般・特 (ハン・トク)	一般建設業の許可・ 特定建設業の許可	建設業許可の区分には、元請で請け負った工事を下請に出す場合の金額の制限による一般建設業の許可と特定建設業の許可の区分があります。この場合同一の許可業者が、同じ許可業種で一般と特定両方許可を持つことはありません。その他には建設業許可上の営業所所在地が複数の都道府県に存在するか、1つの都道府県内に存在するかによる大臣許可と知事許可の区分もあります。
経 管 (ケイカン)	経營業務の管理責任者	建設業許可の要件の一つです。法人の場合は常勤の役員（監査役等を除く）の一人が、個人の場合は事業主（又は支配人登記された支配人のうちの一人）が、一定の経營業務の管理責任者としての経験があることが必要です。
専 技 (センギ)	専任の技術者	建設業許可の要件の一つです。建設業許可上の営業所には、請負契約の締結等の営業活動を技術的な側面からサポートするために専任の技術者を置くことが必要で、この技術者は許可業種や許可の区分に対応する資格や実務経験等を満たしていることが必要です。
経 審 (ケイシン)	経営事項審査	公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない審査で、経営に関する客観的事項について審査をします。審査は大きく2段階に分かれ、登録経営状況分析機関へ申請する経営状況分析申請と、許可行政庁へ申請する経営規模等評価申請・総合評定値の請求があります。
入 審 (ニュウシン)	競争入札参加資格審査	公共調達（建設工事、物品、業務委託等多種類の調達があります）等を行う場合に、競争入札に参加する者について審査を行うものです。受付時期、受付方法、審査内容、資格の有効期間なども発注者により様々であり、また有資格名簿に載っても案件ごとに更に別の審査を行う場合もあります。最近はインターネット等を利用した受付も増えています。

(小栗重美副支部長)

2. **出入国管理関係**：詳細は入管法（出入国管理及び難民認定法）を参照して下さい。

略 称	正 式 呼 称	説 明
入 管 (ニュウカン)	入国管理局	外国人関連の行政事務を管轄する法務省内の部局 入管法と言えば、「出入国管理及び難民認定法」を指す。
認 定 (ニンテイ)	在留資格認定	在留資格認定証明書交付申請 出入国管理及び難民認定法第7条の2 「我が国に入国を希望する外国人が入国以前に交付を受けることができる申請」
変 更 (ヘンコウ)	在留資格変更	在留資格変更申請 出入国管理及び難民認定法第20条 「現に有する在留資格を変更する際の申請」
更 新 (コウシン)	在留期間更新	在留期間更新申請 出入国管理及び難民認定法第21条 「現に有する在留資格を継続する際の申請」
永 住 (エイジュウ)	永住許可	永住許可申請 出入国管理及び難民認定法第22条・第22条の2 「日本に永住を希望する際の申請」
日 配 (ニチハイor ニッパイ)	日本人の配偶者等	在留資格の「日本人の配偶者等」を指す。 ●外国人が日本人の配偶者 ●外国人が日本人の実子・特別養子 国際結婚をしてもこの資格を認めてもらうには、プライベートな事も全て吐き出す必要があります。
在 特 (ザイトク)	在留特別許可	在留特別許可は、法務大臣が特別に在留を許可するので、申請ではありません。願いますということでしょうか？

※入管法は、頻繁に変更されます。新しいところでは、「在留カード」や「みなし再入国制度」などがあります。東京入国管理局のホームページなどでよく確認しましょう。申請用紙もダウンロードできます。

(吉森みどり企画部長)

3. 産業廃棄物関係：詳細は県のホームページ等を参照して下さい。

略 称	正式呼称	説 明
産 廃 (サンパイ)	産業廃棄物	産業廃棄物とは、事業活動によって生じた不要物でかつ他人に有償で売却できないもので、廃棄物処理法(略)に定められた20種類をいい、その処理責任は排出事業者にあります。
	排出事業者	事業活動に伴う廃棄物の処理は、排出事業者自らの責任において適正に処理することとされていますが我々に馴染みの深い建設工事に伴い発生した廃棄物については、一部の例外を除き直接注文主から請負った建設業者(元請業者)が排出事業者となります。
特 管 (トクカン)	特別管理 産業廃棄物	廃棄物処理法では、爆発性(ガソリン、灯油、揮発油等)、毒性(廃アルカリ、廃酸等)、感染性(血液の付着した注射針等)等人の健康、生活環境に係る被害を生ずるおそれのある廃棄物を特別管理産業廃棄物として通常の廃棄物より厳しい規制を行っています。
収 運 (シュウウン)	収集運搬	排出事業者から委託を受け、排出された産業廃棄物を種類ごとに予め排出事業者から指定された処分業場へ搬入することをいい、これを行うためには収集を行う場所と搬入する処分場の場所を管轄するそれぞれの都道府県知事等の許可が必要となります。
保積み (ホズミ)	保管積替え	収集運搬業の内、運搬効率の向上を図ること等から収集した廃棄物を積替えるまで一時的に保管する必要がある場合には、保管場所を管轄する都道府県知事等の許可が必要で、保管基準を満たした事前協議を経なければならず、保管積替えを含む場合の収集運搬業許可申請は、それを含まない場合の申請と比べ難物となります。

(吉野敏和副支部長)

4. 風俗営業関係：詳細は風俗営業等関係法令集等を参照して下さい。

用 語	説 明
店 舗	社会通念上一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立した施設のことで、看板等の表示、従業員の服装、営業時間の独立性等その実態から判断して一つの営業単位として独立的性格を有する施設。
営業所	客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等を構成する建物その他の施設。駐車場、庭等であっても社会通念上当該建物と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設は営業所に含まれる。営業所の床面積は、区画の中心線(壁芯)を基準に算出する。
客 室	営業所内の客の用に供される部分で区画として独立した場所。一つの営業所に複数の客室が存することが可です。客室の床面積は、壁、柱等の内のを基準に算出する。営業所の床面積は、区画の中心線(壁芯)を基準に算出する。
見通し	客室の内部の見通しを妨げる設備とは、仕切り、つい立て、カーテン、椅子等で、その高さが1メートル以上の設備のことをいう。
接 待	歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。 営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手を持定して興趣を添える会話やサービス等を行うこと。

(大久保治光副支部長)

第3回  
研修会

1月31日(木)午後6時より埼玉会館7B会議室において、企画部主催の第3回研修会を開催しました。

今回のテーマは「行政書士ADRセンター埼玉の活用について」と題し、ADRセンター埼玉の運営委員で浦和支部の前田新太郎会員にご講義いただきました。

配布されたレジュメを基に、ADRとは何か・ADRの法的効果・行政書士ADRセンター埼玉の活用方法及び利用状況について、有意義なお話を語っていただきました。

また、当センターにおける具体的な相談案件、調停開始案件の概要も惜しげもなく披露してくださりました。実務上の問題は、案件ごとに多種多様です。その事例を拝聴することができましたので、我々行政書士にとって大変参考になりました。

質疑応答では、会員の方からの質問が生まれ、活発な質疑に熱気のこもったものとなりました。

当日の出席者は浦和支部より27名のご出席をいただきました。平成24年度の企画部の研修会の行事も、皆様のご協力のもと、今回の第3回研修会をもちまして無事に終了することができました。

今後も企画部では会員の皆様に有意義な企画を提供していきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

(企画部 峯尾 聡)



研修会の様子

# 普通救命講習会

2月13日さいたま市民会館  
うらわにて普通救命講習会を  
実施いたしました。平日の寒  
さ厳しい中、たくさんの方の  
ご参加をいただき、御  
礼申し上げます。教えてく  
ださるの浦和消防署救急救  
命隊の方でしたので、実際の現  
場のプロならではの生々しい  
体験などを交えての、実り  
多い講習会となりました。



講習会の様子

昨年のさいたま市の救急車  
出動回数は約5万8千件。さ  
いたま市にある救急車の数は  
28台。ということ、さいた  
ま市では救急車は1日・1台  
当たり約6回弱の出動がある  
計算になります。非常に多い  
と感じます。

困るのはタクシー代わりに  
救急車を使用する人間。常習  
者などは午前中だけで20回  
119番通報をしたとか。仕  
方なく出動してみるとやはり  
救急車をタクシー代わりにし  
たとのこと。山形では救急連  
絡の対応不備により大学生が  
死亡したとの事件がマスコミ  
を賑やかせたこともあり、な  
かなか難しい問題ではありま  
す。救急車をタクシー代わりに  
するのはやめましょう。

講習では人形を使用し実際  
に応急手当てを体験するもの  
でした。救急隊が現場に到着  
するまで素人の我々ができる  
ことをしましょう、というも  
のです。胸骨圧迫(いわゆる  
心臓マッサージ)の方法、A  
EDの使用法、人工呼吸を  
中心に現場で何を、いつ、ど  
のようにやればよいのかを学  
びました。耳学問と違い実際  
に自分がやる、となるとなか  
なかうまくいかないものだと  
痛切に感じました。始めて知  
りましたが、AEDというの  
は電源をオンすると音声で何  
をしたらよいのか案内をして  
くれます。それでも、なか  
な段取り通りにするのは簡単  
ではありません。いざ現場で  
となったらもつと混乱するで  
しょう。



胸骨圧迫の実習

我々、行政書士の仕事もそ  
うですが、研修を何度受ける  
より実際の仕事を1回、経験  
したほうがよほど身になりま  
す。今回の救急講習も人形相  
手ではありますが、みんなが  
見守るなか、現場に近い状態  
で救急手当てを経験できたのは、  
実にためになりました。

厚生部の企画で救急救命講  
習は初めてのものでした。今  
後も浦和支部の皆さんのため  
になるような企画をしていき  
たいと思いますので、多くの  
ご参加をお願いいたします。  
(厚生部 佐久間康)

## ボウリング同好会 会員募集中!

2月13日(水)午後5時より、  
中浦和の、浦和スプリングレ

ーズ」において、浦和支部  
の有志によるボウリング大会  
を開催しました。

当日の参加者は8名でした  
が、ボウリングは何年振りか  
わからない人、スコアの計算  
もわからない人、マイボール  
持参の自称腕自慢の人等多士  
済々の顔ぶれとなりました。

一人2ゲームを投げました  
が、この会はスコアを競うも  
のでなく親睦が目的の大会で  
すので、ガターにボールを落  
としては騒ぎ、スベアを取っ  
てはしゃぎ、なんとも賑や  
かなことで、参加者の顔にも  
楽しそうな笑顔が広がって  
いました。

ボウリングのあとは、場所  
を移して懇親会となりました  
が、ここでもボウリングの話  
はもちろん、仕事の話、プ  
ライベントの話など様々な話  
で盛り上がり、親睦を図るこ  
とができました。

楽しいひと時も終わり、中  
には翌日の筋肉痛を心配する  
参加者もいたようですが、次  
の大会での再会を約束し散会  
しました。

入会希望その他のお問合せ  
は、山口哲生までお願いしま  
す。

(山口哲生)  
048・799・2192



ボウリング大会参加者

## 編集後記

広報部を担当して早4年が  
過ぎました。振り返ってみま  
すと、一番大きな出来事は、  
行政書士広報月間の無料相談  
会を広報部が担当することに  
なったことです。この無料相  
談会と会報およびホームページ  
が広報部の3本柱になりま  
した。とりわけ無料相談会の  
充実が今後の大きな課題でし  
ょう。

次年度は支部長以下役員の  
交代があります。どなたが広  
報部を担当されてもよいよう  
に、活動してきたつもりです  
が、支部活動の充実には会員  
皆様方のご協力が不可欠です  
今後ともよろしく願いま  
す。

4年間の広報部へのご協力  
に感謝を申し上げます。

(広報部長 早坂 舜)